

南アルプス市街頭防犯カメラの設置及び管理運用について（案）

1. 南アルプス市街頭防犯カメラとは

犯罪の抑止、事件等の早期解決、その他市民生活の安全確保を図り、安全で安心なまちづくりの推進を目的として、市内の道路や公園といった不特定多数の方が自由に往来する場所に、南アルプス市が設置し管理運用を行う防犯カメラを言います。

2. 設置及び管理運用の目的

- (1) 南アルプス市街頭防犯カメラの設置を明示することで、犯罪の抑止につながります。（例えば、「街頭防犯カメラ撮影中」といった標識を共架柱等に取り付けます。）
- (2) 犯罪発生時などには、警察の要請により画像データを提供することで、事件等の早期解決につながります。
- (3) その他、警察による行方不明者の捜索、災害発生時における被害状況の確認や災害発生後の検証などに利用することで、市民生活の安全の確保を図ります。



3. 設置及び管理運用の基本原則

- (1) 犯罪の抑止効果等、街頭防犯カメラの有効性が最大限に発揮されるように、設置場所、撮影方向や撮影範囲等について、十分熟慮したうえで、効果的に設置します。
- (2) 個人の肖像権やプライバシーに対して十分配慮します。
- (3) 街頭防犯カメラの設置に当たっては、警察や自治会等と連携を図りながら進めていきます。



4. 撮影した画像データの目的外の利用、提供について

撮影した画像データは、次の用途以外の理由で、外部に提供することはありません。

- (1) 法令の規定による指示があるとき。
 - (例) 警察から犯罪捜査を進めるにあたり、画像データの提出を求めてきた場合で、住民が抱える様々な問題（自転車盗、落書き、田畑侵入、ペットのふん害、不法投棄等）については、警察が犯罪に当たると判断した場合にのみ警察へ画像データの提供を行います。
 - (例) 裁判所が画像データを必要と判断し、提出を命じた場合や令状を発行し差押えを行う場合。
 - (例) 弁護士会が画像データを必要と判断し、提出を求めてきた場合。
- (2) 市民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
 - (例) 警察による行方不明者の捜索や災害にあった個人について、警察や病院から照会があった場合。

※なお、撮影した画像データを提供する場合は、申請書等（時間、場所、利用目的等を記載した書面）の提出を求めます。

5. 画像データの公開

個人情報保護制度に基づき本人から自己の画像データ開示請求があった場合は、本人以外の者の権利利益を侵害しない範囲で、開示に配慮します。

6. 運用状況の公表について

画像データの提供先、提供した件数など、防犯カメラの運用状況を毎年度公表します。

7. 実施予定

今回のご意見を参考に令和4年度内の実施を予定しております。また、設置場所等については、決まり次第、広報やホームページ等で周知を行ってまいります。